

関 係 各 位

岐 阜 県 剣 道 連 盟

会長 堤 俊 彦

居合道本部審査会の開催について

居合道本部審査会を、次のとおり開催しますのでご連絡申し上げます。

記

- 1 期 日 令和 7 年 5 月 18 日（日） 開 場 9:00
受 付 9:20 ～ 9:40
審査開始 10:15
- 2 会 場 もえぎの里多目的体育館 岐阜市柳津町下佐波西 1-41 058-279-6400
- 3 主 催 岐阜県剣道連盟
- 4 参加資格 岐阜県剣道連盟の会員で令和 7 年度の登録を済ませたもの。
各段位の受審資格を確認のこと（手帳を持参しない者は受審できない）。

5 審査方法

（1） 審査種別

級位、認定、初段から五段を行う。

全日本剣道連盟（以下全剣連と略す）居合道・段位審査規則・細則に準じて行う。

（2） 実技審査に課する本数ならびに内容

- ア. 級位・認定級位は、全剣連居合の礼法及び全剣連居合任意の技 5 本とする。
- イ. 初段・二段は全剣連居合から任意の技 5 本を抜く。
- ウ. 三段・四段・五段は古流 1 本を最初に抜き、その後、全剣連居合 4 本を抜く。
- エ. 三段・四段・五段の全剣連居合の技は当日指定する。
- オ. 三段以上の受審者で 70 歳以上の者は全剣連居合から任意の技 5 本。
ただし内 1 本は古流を最初に入れてもよい。
- カ. 刀礼は全剣連居合の礼法による。
- キ. 演武時間は 6 分以内、審査主任の『はじめ』の発声より計測し最後の正面の礼を終了して携刀姿勢になるまでとする（二段以下は時間計測しない）。
- ク. 身体的理由により正座の困難な受審者は、刀礼は全剣連居合の立礼で行い指定技は立姿勢で抜く変更が認められるため受付時に必ず申し出ること。

（3） 学科試験に関する内容

- ア. 初段～三段受審者は令和 7 年度 岐阜県剣道連盟居合道審査会の学科試験問題としてホームページ上で公開済の 初段～三段の 5 問全問を指定用紙に事前に記入して提出する（令和 6 年度までの形式を継続）。
- イ. 指定用紙は審査要項に同封したものをコピーして使用のこと。
（岐阜県剣道連盟のホームページ上からもダウンロード可能）

- ウ. 指定用紙上部に受審段位、氏名を記入し、必ず「鉛筆手書き」で記入の上、審査会当日に受付に提出のこと。
- エ. 各段位の用紙2枚の左上をホチキスで止めること。
- オ. 指定用紙提出のない者は受審出来ない。
- カ. 四段・五段受審者は実技合格の後に学科試験を行うので筆記用具を持参のこと。
- キ. 70歳以上の者は学科試験免除する。

6 申込方法

- (1) 申込書(短冊)に記入し、審査料を添えて事前に各地域の担当者へ申し込むこと。
- (2) 岐阜県剣道連盟への申込期限は、令和7年4月30日(水)とする。

7 その他

- (1) 当日は、令和7年度登録済の岐阜県剣道連盟の会員手帳(黒い手帳)を持参すること。
- (2) 当日、発熱や風邪症状のある方は受審を控えること。
- (3) 感染対策に関しては全日本剣道連盟の感染ガイドライン(令和6年9月1日発布)に準じます。
- (4) 会場への入場制限は行わないが、受審者以外の者は2F競技場観覧席で見学のこと(競技場は受審者・審査員・審査員選考委員・係員以外は立ち入り禁止)。

注 意

- ※ 二段以上の受審者は申込書に必ず各自の全剣連番号を記入のこと。
- ※ 申し込み忘れや書類記載間違いが散見されるので、申し込み時には各自間違いのないように十分留意のこと。
- ※ 学科試験に関して、問題文に『…について記せ。』としてある問題の解答は独自の判断で文章を変更せず、正答の文章をそのまま書き写すこと。また、『…について述べよ。』としてある問題に関しても、公開されている模範解答を要約して解答する受審者が散見されるが、文字数も重要な採点基準である。例えば、300文字ある模範解答を50字から100字程度に要約してしまっては解答として不十分なので文字数も留意の上、解答のこと。
- ※ 見学者・観覧者・受審者同士でも演武中の写真・動画の撮影は禁止。

今回の審査会の受審資格

- 初段：1級受有後90日以上修行した者で審査当日満13歳以上の者
- 二段：令和6年5月31日以前に初段を取得した者
- 三段：令和5年5月31日以前に二段を取得した者
- 四段：令和4年5月31日以前に三段を取得した者
- 五段：令和3年5月31日以前に四段を取得した者

以 上